

○農林水産省告示第四百八十三号

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十六年政令第九十五号）の施行に伴い、並びに農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和五十五年農林水産省令第三十四号）第十五条の三の規定に基づき、平成十五年九月十二日農林水産省告示第千四百十九号（農業経営基盤強化促進法第三十二条の農林水産大臣が定める基準等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日

農林水産大臣 林 芳正

第一号中「第三十二条」を「第二十八条」に改める。

第二号中「第四条」を「第七条」に改める。

第三号中「第四条」を「第七条」に改め、同号ホ(二)中「第十八条第三項第三号」を「第十八条第三項第四号」に改める。

第四号中「第十三条」を「（以下「規則」という。）第十三条」に、「別記様式」を「別記様式1」に改める。

本則に次の一号を加える。

五 規則第十五条の三の農林水産大臣が定める様式は、別記様式2のとおりとする。

別記様式を別記様式1とし、同様式の次に次の一様式を加える。

【別葉を挿入】

附 則

この告示は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。